

株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年6月13日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画環境影響評価準備書」について、株式会社常陸那珂ジェネレーションに対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：茨城県那珂郡東海村  
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））  
出力：65万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 4月23日
環境大臣意見受理	平成26年 6月30日
経済産業大臣意見発出	平成26年 7月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成26年10月 1日
意見の概要等受理	平成26年11月28日
茨城県知事意見受理	平成27年 2月18日
経済産業大臣通知発出	平成27年 3月 9日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年10月28日
意見の概要等受理	平成27年12月24日
茨城県知事意見受理	平成28年 4月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 5月27日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 6月13日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦  
電話：03-3501-1742（直通）

## 1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、温室効果ガスの排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理等及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策、石炭灰等の廃棄物の適正処理等の環境保全措置を適切に講ずること。

## 2. 各論

### (1) 温室効果ガス

温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなりうる石炭火力発電を行うことを本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、省エネ法等に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成に向けて、本事業者として関係企業と協力し、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

① 本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」の高効率の発電設備を導入することとしているところ、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組む、2030年度に向けて確実に遵守すること。

また、現時点でのその取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。加えて、その目標達成に向けた更なる取組内容を検討し、自主的に公表すること。

本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。

③ 環境負荷の大きい石炭火力発電による電力の供給者として、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率（販売電力ベースで99%超）の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

- ④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に鑑み、将来の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage；CCS）の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備に関する所要の検討を行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

## （2）大気環境

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく水銀の大気排出規制に係る今後の動向及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に係る最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

## （3）水環境

本事業の取放水設備は、既存の発電所等の取放水設備が複数設置されている海域に新たに設置されるため、温排水の状況について継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

## （4）廃棄物等

本事業の供用時に発生する石炭灰については、将来にわたり莫大な量となることから、海面の埋立材料としての利用のみならず、セメント原料化等の有効利用の方策について検討・実施するとともに、その検討状況を評価書に記載すること。